○大野市エキサイト広場総合体育施設設置条例

平成１７年９月２６日

条例第２０号

改正　平成２１年１２月１７日条例第２９号

平成２２年３月２３日条例第６号

令和３年３月２５日条例第１３号

大野市エキサイト広場総合体育施設設置条例（平成３年条例第２号）の全部を改正する。

（設置）

第１条　市民の体育振興と心身の健全な発達に寄与するため、大野市エキサイト広場総合体育施設（以下「エキサイト広場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　エキサイト広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称　大野市エキサイト広場総合体育施設

(2) 位置　大野市桜塚町６０１番地

（指定管理者による管理）

第３条　エキサイト広場の管理は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者に行わせることができる。

２　前項の規定により指定管理者にエキサイト広場の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) エキサイト広場の維持及び管理に関する業務（市長が定めるものを除く。）

(2) 施設の利用促進及び調整に関する業務

(3) 利用の許可及び利用の取消しに関する業務

(4) 利用に係る料金の徴収に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、エキサイト広場の運営に関して市長が必要と認める業務

（開館時間）

第４条　エキサイト広場の開館時間は、午前８時３０分から午後１０時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第５条　エキサイト広場の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 毎週水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その翌々日）

(2) 祝日法による休日の翌日（祝日法による休日の翌日が日曜日に当たるときは、その翌日）

(3) １２月２９日から翌年の１月３日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（利用の許可）

第６条　エキサイト広場の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　市長は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

（利用の不許可）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、エキサイト広場の管理上支障があると認められるとき、又は市長が適当でないと認めるとき。

（利用権の譲渡等の禁止）

第８条　利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（特別の設備等の制限）

第９条　利用者は、エキサイト広場を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（利用許可の取消し等）

第１０条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用に係る許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(3) 使用料を納期限までに納付しないとき。

(4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、エキサイト広場の管理上特に必要があると認めるとき。

２　前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市長はその責めを負わない。

（使用料）

第１１条　エキサイト広場の使用料の額は、別表のとおりとする。

２　エキサイト広場を利用しようとするものは、エキサイト広場の利用の許可を受けたとき、前項の使用料を前納しなければならない。

（使用料の減免）

第１２条　市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第１３条　既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) エキサイト広場の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。

（原状回復の義務）

第１４条　利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第１０条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

２　利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

（損害賠償の義務）

第１５条　利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額を免除することができる。

（指定管理者による管理における適用）

第１６条　第３条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第４条から第７条まで、第９条及び第１０条の規定の適用については、第４条ただし書及び第５条ただし書中「市長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第６条、第７条、第９条及び第１０条第１項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第２項中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」とする。

（委任）

第１７条　この条例に定めるもののほか、エキサイト広場の管理及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第１８条　市長は、詐欺その他の不正の行為により、この条例に定める使用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５０，０００円を超えないときは、５０，０００円とする。）以下の過料に処することができる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行日前に、改正前の大野市エキサイト広場総合体育施設設置条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（指定管理者移行までの間の経過措置）

３　平成１８年９月１日（同日前にこの条例による改正後の大野市エキサイト広場総合体育施設設置条例第３条の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日）までの間は、大野市エキサイト広場総合体育施設の管理については改正前の条例の例による。

附　則（平成２１年条例第２９号）

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年条例第１３号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（大野市エキサイト広場総合体育施設設置条例の一部改正に伴う経過措置）

７　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大野市エキサイト広場総合体育施設設置条例の規定によりなされている処分、手続その他行為については、改正後の大野市エキサイト広場総合体育施設設置条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第１１条関係）

体育館使用料

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 利用時間区分による金額 | 超過時間１時間当たりの金額 |
| ８：３０～１２：００ | １２：００～１７：００ | １７：００～２２：００ | ８：３０～２２：００ |
| 専用利用 | アマチュアスポーツに利用する場合 | 大会 | 有料 | １５，０００ | １５，０００ | １５，０００ | ４５，０００ | ５，０００ |
| 無料 | ３，０００ | ３，０００ | ３，０００ | ９，０００ | １，０００ |
| 練習 | 全面 | ２，４００ | ３，２００ | ２，４００ | ８，０００ | ８００ |
| 半面 | １，８００ | ２，４００ | １，８００ | ６，０００ | ６００ |
| １／３面 | １，２００ | １，６００ | １，２００ | ４，０００ | ４００ |
| 上記以外に利用する場合 | 集会、講演会等営利目的以外に利用する場合 | ７，０００ | ９，０００ | ８，０００ | ２４，０００ | ２，５００ |
| 興業、展示催物等営利目的に利用する場合 | １５，０００ | ２０，０００ | １７，０００ | ５２，０００ | ５，０００ |
| 個人利用 | 一般 | ２時間につき　１５０ | １００ |
| 高校生 | ２時間につき　１００ | ５０ |
| 中学生以下 | ２時間につき　５０ | ２０ |

相撲場使用料

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 利用時間区分による金額 | 超過時間１時間当たりの金額 |
| ８：３０～１２：００ | １２：００～１７：００ | １７：００～２２：００ | ８：３０～２２：００ |
| 専用利用 | 大会 | ３，０００ | ４，０００ | ３，０００ | ― | １，０００ |
| 練習 | １，０００ | １，０００ | １，０００ | ― | ３００ |
| 個人利用 | 一般 | ２時間につき　１５０ | １００ |
| 高校生 | ２時間につき　１００ | ５０ |
| 中学生以下 | ２時間につき　５０ | ２０ |

剣道場、柔道場及び弓道場（師範室を含む。）使用料

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 利用時間区分による金額 | 超過時間１時間当たりの金額 |
| ８：３０～１２：００ | １２：００～１７：００ | １７：００～２２：００ | ８：３０～２２：００ |
| 専用利用 | 大会 | ３，０００ | ４，０００ | ３，０００ | ― | １，０００ |
| 練習 | １，２００ | １，２００ | １，２００ | ― | ４００ |
| 個人利用 | 一般 | ２時間につき　１５０ | １００ |
| 高校生 | ２時間につき　１００ | ５０ |
| 中学生以下 | ２時間につき　５０ | ２０ |

小アリーナ・ライフル射撃場使用料

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 利用時間区分による金額 | 超過時間１時間当たりの金額 |
| ８：３０～１２：００ | １２：００～１７：００ | １７：００～２２：００ | ８：３０～２２：００ |
| 専用利用 | 大会 | ３，０００ | ３，０００ | ３，０００ | ― | １，０００ |
| 練習 | １，０００ | １，０００ | １，０００ | ― | ３００ |
| 個人利用 | 一般 | ２時間につき　１５０ | １００ |
| 高校生 | ２時間につき　１００ | ５０ |
| 中学生以下 | ２時間につき　５０ | ２０ |

大屋根広場使用料

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 利用時間区分による金額 | 超過時間１時間当たりの金額 |
| ８：３０～１２：００ | １２：００～１７：００ | １７：００～２２：００ | ８：３０～２２：００ |
| 専用利用 | 大会 | ３，０００ | ３，０００ | ３，０００ | ― | １，０００ |
| 練習 | 全面 | １，２００ | １，２００ | １，２００ | ― | ４００ |
| 半面 | ６００ | ６００ | ６００ | ― | ２００ |
| 個人利用 | 一般 | ２時間につき　１５０ | １００ |
| 高校生 | ２時間につき　１００ | ５０ |
| 中学生以下 | ２時間につき　５０ | ２０ |

トレーニング室、会議室及び和室使用料

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 利用時間区分による金額 | 超過時間１時間当たりの金額 |
| ８：３０～１２：００ | １２：００～１７：００ | １７：００～２２：００ | ８：３０～２２：００ |
| トレーニング室 | 専用利用 | トレーニング等 | １，５００ | １，８００ | １，８００ | ― | ５００ |
| 個人利用 | 一般 | ２時間につき　１５０ | １００ |
| 高校生 | ２時間につき　１００ | ５０ |
| 中学生以下 | ２時間につき　５０ | ２０ |
| 会議室 | 会議等 | １，１００ | １，３００ | １，５００ | ３，９００ | ４００ |
| 和室 | 会議等 | ６００ | ８００ | １，０００ | ２，４００ | ３００ |

備考

１　利用許可時間を超過して利用した場合の使用料は、時間区分ごとに定められている金額と超過時間１時間当たりの金額に超過時間を乗じて得た額との合計額とする。

２　利用者がアマチュアスポーツ以外に利用し、入場料（招待券又は整理券を含む。）を徴収する場合の使用料は、使用料の５倍とする。

３　小アリーナ・ライフル射撃場及び大屋根広場の利用者が営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために利用する場合の使用料は、使用料に次に定める率を乗じて得た額を加算する。

(1)　利用者が市内に住所を有する場合　５割

(2)　利用者が市外に住所を有する場合　１０割

４　利用者が市外に住所を有する場合は、使用料の５割に相当する額を加算する。

５　冷暖房の費用は、体育館にあっては使用料の５割に相当する額を、会議室及び和室にあっては使用料の３割に相当する額を、師範室にあっては１時間当たり１００円を、別に徴収する。

６　和室を宿泊に利用する場合は、使用料とは別に１人当たり５００円を徴収する。

７　個人が利用する場合の使用料については、大野市公共施設使用料減免規則第３条第２項の減免に関する規定は、適用しない。